

年金の改革

(西ドイツ)



長い間議会で論議されてきた西ドイツの年金保険改革法は、9月21日野党の主張をいれてようやく連邦議会を通過し、10月6日連邦参議院の承認を得て、公布のはこびに至った。Arendt労相によると、これは1957年の年金改革以後最大の立法といわれ、Brandt内閣もこれを特に重要な施政目標に掲げてきたものである。

もっとも1957年の場合、「スライド制年金」(dynamische Rente)が非常な好評をもって迎えられつつ、増大する年金財政の負担にさまざまな問題を露呈してきたが、今回も同様に

年金財政が大きな問題となろうと思われる。1972年に既に増加支出は40億マルクに達しているが、1973年には78億マルク、さらに年金調整を含めて120億マルクに達するはずであり、1986年末には2億マルクにも近づくとされている。もっとも野党は最大1,700億マルクと言っており、政府は1,850億マルクとしているが、早期に年金を受ける者の数が確定しないため、決定的なことは現在のところ不定である。

可動的老齢限度制

改革の要点はいくつかあるが、その基本的なものの一つは、可動的老齢限度制の導入である。

従来老齢年金受給資格は65歳となっていたが、今後は63歳を過ぎれば受けることができることとなり、また重度障害者、職業・稼得不能者は62歳から申請することができる。従って今後退職時期を早めて、年金を受ける者が多数出ることと予想されるが、但し可動的老齢限度制を利用するには、最低35年間の被保険者期間を要する。もっともこれには保険料拠出期間以外に代替期間(例えば軍隊)及び欠落期間(例えば失業、疾病、延期就学の期間)は拠出期間に算入される。この条件のない者は、15年以上の拠出ないし代替期間があれば、65歳に達した時に受給資格が生ずる。なお従来女子と失業者は60歳で資格が生じる規定はそのまま残されている。

63ないし62歳で早期に老齢年金を受ける者は、同時に無制限に就労を継続することができる。但し早期老齢退職金を放棄した場合、その後年金受給を開始した時に自分の受ける退職金に加給を受けることになる。これは67

歳までに毎月年金の0.4%で、年に4.8%となる。35年間被保険者経歴がある者は、もし年金受給を放棄すれば、63歳から65歳までの2年間に9.6%年金が上昇することになる。こうして受給開始を4年間延伸すれば、19.2%上がる。早期受給を放棄した者はすべてこの特典を受けるわけであるが、受給を開始して継続就労している場合はこの加給はない。

これら被保険者のうち63歳を過ぎて年金を受けないのみならず、継続就労しかつ拠出を続ける者は、さらに特典を受ける。大雑把にみて、年金は毎年2.5%ずつ増え、従って2年間受給しないで拠出を続ければ、63歳で年金を受けている者に比し約14.5%高い年金を受けられることになる。

従って35年の被保険者期間をもち63歳を過ぎた者は、次の3つの選択権をもつ。①年金を受け、実際に退職する、②年金を受けると共に、引続いて完全就業または時間就業をする、③早期受給を止め、継続して就業し、保険料拠出を続けるか、のいずれかである。

年金を早期に受け、同時に就業を続けられれば、非常に短期間で——せいぜい4年間で—

一高所得を得ることになる。勤労所得に年金が加わるわけである。これは結局は非常に有利にみえるかもしれない。しかし野党の推定では、老齢就業者の多くは、短期の高所得よりはより良い老齢保障に関心をもつものである。この選択に当たっては、早期受給を放棄して2年の保険料拠出を続ける場合、例えば600マルクの年金が約100マルク増加するということを考えておかねばならない。この点は被保険者に関してだけでなく、現在大多数が非常に低い水準にある寡婦年金に対しても有利にはたらく。

1973年には約33万5千人の被保険者が可動的老齢限度制を利用できるわけであり、さらに62歳を過ぎて老齢退職金を受けられることのできる重度障害者、職業・稼得不能者が約4万7千人いる。

自営者への年金保険開放

改革の第2点は、自営業者、主婦その他従来被保険資格のなかった者にも年金加入の道が開かれたことである。

自営業者については年金保険による老齢保

障に関し二つの可能性がある。

① 自営業者は申請して保険に加入することができ、従って申請するかしないかは自分で決定する。加入申請をすれば強制保険となり、他の被保険者と同じ権利、義務をもつことになる。

拠出額の測定には自力の活動もしくは営業活動の総収入を算定し、家賃その他の財産収入は、それを営業としてやっているのではない限り、所得には算入しない。今年2万5,200マルク以上及び来年2万7,600マルク以上の所得(スライド制拠出限度による額)の自営業者は最高拠出額となり、1972年は357マルク、1973年には414マルクとなる。これ以下の所得の者は対応して低い拠出額を納める。

現在自立の営業者はすべてこの規定を適用され、申請は1974年末まで2年間の余裕が与えられる。強制加入となった自営業者は、加入の時から保険事故発生の時までに義務拠出額の半分を納めておれば、保険事故発生の時加入期間、代替期間(軍務など)及び欠落期間(就学や疾病など)は有効となる。但し最低60か月は拠出していなければならない。

② 自営者及び強制保険制の下にないすべての者は任意拠出をする権利をもつ。これは特に主婦が対象となるが、拠出の額と回数は任意である。この任意拠出だと180か月の拠出で年金請求権をもつ。この年金には無料の疾病保険もついているが、代替期間と欠落期間は認められない。

なお1975年末までは、現在年金保険を開かれている者には、1956年までの拠出額を後払いして、保険期間の不足を補うことが許される。またこれは5年間以内で分割支払いにすることができる。この後払い拠出はすべてその年の価値で測定されるので、この規定は極めて大まかなものである。拠出をしてない期間のうちどの年の分として後払いするかは、被保険者の自由にまかせられる。任意保険についてはこれは無関係で、拠出しなかった年については遡って払わねばならない。つまり、例えば1964年と1970年について拠出のない者は、先ず1970年について納め、それから1964年について納めることになる。またある月の拠出額はその後の月の最低の支払い額より高くなってはならない。拠出の後払いは今

年は特に有利で、本年末までは率が17%となっている。

拠出の後払いについては注目すべき点が生ずる。例えば1973年に26,784マルク後払いすれば、1974年には月額年金26,680マルクが得られるのである。この場合1956年以降の年について平均拠出額を後払いすることになる。仮に過去の期間について最高額を納めるとすると、47,388マルクで月に441マルクを得ることとなる。

自営者の拠出に対しては特別の税法上の規定はなされていない。野党はこれに対する提案を、政府の拒否権を封ずるために、法案から削除したのであった。従って保険料支出は特別費の枠内でしか控除しえないわけで、この点は被用者がその拠出額の半分は雇用主が出し、その賃金には影響がないのに比し、不利である。つまり被用者の場合、保険料は実質半額となるわけであるが、それにしても自営者は従来言うに足るほどの老齢保障をもたなかったし、特別費支出という余地も残されているのである。

なお従来所得限度の関係で強制保険加入の

道を閉ざされていた職員 (Angestellte) に対しても、新しく加入の道が開かれることになった。

この結果、自営業者75万人、主婦700万人、職員35万人、合計800万人が新法による年金保険加入が可能となったわけである。

最低年金制の実施

次にいわゆる「少額年金」の問題についても、最低所得年金が実施されることとなった。すなわち25年以上強制保険への拠出を続けた者は、いわば最低年金といったものが保障されるわけである。これまで長期にわたって拠出したにもかかわらず、被保険者の賃金が少なかったため、老齢になって十分な年金を受けられない者が相当数ある。例えば特に婦人とか農村地帯の就業者及び社会福祉事業に携わってきた者など、低所得で過してきたいくつかの職業の者があるが、新法では従来恵まれなかった人々に、年金の点で救おうというのである。

25年以上の加入期間をもつ(欠落期間と任意拠出は含まない)被保険者及び年金受給者は、

過去平均労賃の75%を受けていて、それに対応する拠出をしていたものと認めて、年金額を測定する。この規定は多数の年金受給者、とくに婦人の場合、非常に有利となる。例えば25年間強制拠出をした者は、1973年には月額最低 281 マルクを受け、35年だと 394 マルク、40年では 450 マルクとなるわけである。これは遡って1972年7月1日から施行され、9.5%上がることになる。

現在の受給者はこれについて申請の要はなく、自動的に実施されるが、勿論このためには非常な事務的処置を要する。しかし1957年の年金改革以前に初めて年金が確定している者については、コンピューターに入れられており、業務は極めて単純化されている。

改革への批判

今回の改革についてはその背後に選挙政策的な色合いの強いことが批判されている。従来も政府の財政見通しについて批判があり、とりわけ可動的老齢限度制が高価なものづくりに警告が發せられていたが、現在これに加えて、野党側は年金調整の時期の短縮が

一層高価な改革となると政府を攻撃している。さまざまな新聞も「最も高価な選挙みやげ」と言っているのである。

一般の印象も、この年金保険の数十億にのぼる年々の財政負担はインフレが間断なく進行し、不況が到来しない場合にのみ、克服できるというものである。最近ケルン産業研究所が「インフレの上に築かれた」と批評しているが、この意見は産業界だけのものではないのである。労相 Arendt とキリスト教民主同盟(CDU)左派領袖 Katzer は共にこの批判のほこ先である。

既に多くの人々が年金保険の拠出の新たな増額と国の給付の大きさについて語っている。たしかに過去に社会保険のこの部門の財政についての悲観論は何とか駆逐されてはきた。しかしそれも貨幣価値の悪化によるもので、それがこの問題をそれなりに「解決」してきたのである。選挙前にここからより良い結論をひき出すことは、明らかに不可能である。

Frankfurter Allgemeine Zeitung,
28 September, 1972.
Neue Züricher Zeitung, 17 October,
1972.

(安積鋭二 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

医療給付の実施

(フィリピン)

フィリピンでは、1954年の社会保障法により、疾病時に現金給付が支給されていたが、医療給付は支給されていなかった。もっとも、1965年には法律 (Prillippine Medical Care Act) が制定されていたが、これは実施されていなかった。このような状況に対して、医療給付の実施を求める圧力は強く、この給付の実施は政府にとっても重要な懸案となっていた。長年にわたる市民の要求により、1972年1月1日から、上述した法律による医療給付の一部が実施され、1974年には全面的な実施が行なわれることになった。

1972年からの実施により、従来社会保障制度と公務員保険制度で強制的にカバーされていた者は、すべて自動的に医療給付の法律でカバーされる。つまり、農業労働者、屋内サービス労働者、臨時雇用の労働者、就労中の学生を除き、民間部門と公共部門の賃金労働者が適用対象に含まれ、これらの適用は経済活動人口の23.5%に相当する。

給付の受給には、給付を受ける直前12カ月に3カ月の拠出が要求され、特殊な処置に(19頁へつづく)